



7-1 政府による対日投資促進施策等

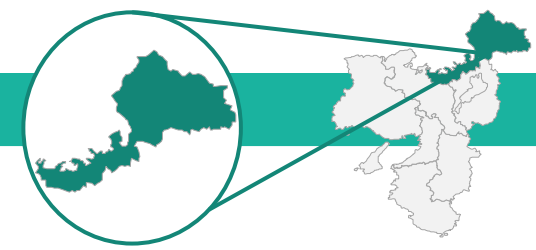
● 対日直接投資促進プログラム2025

概要	<p>政府は、日本経済の成長力強化及び地域の活性化に貢献すべく、対日直接投資の促進に取り組んでいます。「対日直接投資促進プログラム2025」は、その実現に向けて今後重点的に取り組むべき事項とその具体的な政策対応について、包括的に整理を行ったものです。本プログラムでは、対日直接投資残高について、2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とする目標を掲げています。</p> <p><「対日直接投資促進プログラム2025」における具体的な取組></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規投資・二次投資の促進 2. 投資環境の整備 3. ビジネス環境・生活環境の整備 4. 対日直接投資ビジネスを支えるアジア等の高度外国人材の確保 5. 広報・プロモーション活動の強化 	
詳細・最新情報	<p>内閣府 INVEST JAPAN 対日直接投資推進 https://www.cao.go.jp/invest-japan/</p>	

● 対日直接投資総合案内窓口

概要	<p>対日直接投資に関する行政手続を明確・簡素・迅速にするとともに、関連情報を円滑に提供することにより、対日投資の促進及び我が国経済の発展に資するため、対日直接投資総合案内窓口を設置しています。</p>	
照会の対象	<ol style="list-style-type: none"> (1) 投資に関する情報の提供依頼。 (2) 投資に関する許認可等の申請。 (3) 法令適用事前確認手続による投資に関する照会の処理についての苦情。 (4) その他投資に関すること。 	
案内窓口	<p>内閣府 対日直接投資推進室 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 TEL:03-6257-1540 (直通) FAX:03-3581-4772</p>	
詳細・最新情報	<p>内閣府 The Office of INVEST JAPAN 対日直接投資総合案内窓口 https://www.cao.go.jp/invest-japan/link/contact/index.html</p>	

7-2 自治体によるインセンティブの例



福井県

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

	制度名	内容	適用期間	限度額
融資制度	企業立地促進資金融資	県内へ立地し県民を雇用する企業に対する低利融資 (利率:年1.70%以下)	15年以内	5億円(特認10億円)
助成制度	成長産業立地促進補助金	①製造業、情報サービス業、物流関連産業の設備取得に対して補助(補助率20%)	-	6億円
		②研究開発・本社機能(単独)に係る設備取得に対して補助(補助率25%)	-	6億円
		③県のプロジェクト等と連携できる企業の設備取得に対して補助(補助率25%)	-	10億円
		④国の特定重要物資に指定される産業の設備取得に対して補助(補助率2~20%)	-	30億円(特認120億円)
	オフィス誘致補助金 ※制度を有する市町と一体で支援	オフィスの開設や運営に係る経費等を補助 (土地建物賃借料等は補助率50% 通信回線料は100%)	3年間	1,500万円
原子力発電施設等周辺地域企業立地 支援事業[F補助金]	新增設に伴う電力契約に対する電気料金の支援 (対象地域:原子力発電所の立地・隣接市町[詳細は福井県企業立地ガイド参照])	8年間	電気料金の4割程度補助 ※契約電力2.5MWの場合	
原子力発電施設等周辺地域交付金	原子力発電所の立地・隣接市町の企業に対し、給付金交付	原子力発電所 運転終了まで	1~3%程度補助 (契約kw×12ヶ月×単価)	
減税措置	地域未来投資促進法	機械・装置等:特別償却35%、税額控除4%、建物等:特別償却25%、税額控除2%、不動産取得税等減免		
	地方拠点強化税制	対象の地域・事業において、事業税・不動産取得税の3年間課税免除・不均一課税、不動産取得税の課税免・不均一課税		

福井県



福井県に企業立地をご検討されている企業様に、福井県の魅力や工業用地・オフィス物件の情報、優遇制度(立地・港湾利用補助金、税制優遇)情報を紹介しています。

<https://kigyoritti.pref.fukui.lg.jp/>

都市圏への抜群のアクセス

豊富な人材確保支援策

福井の魅力

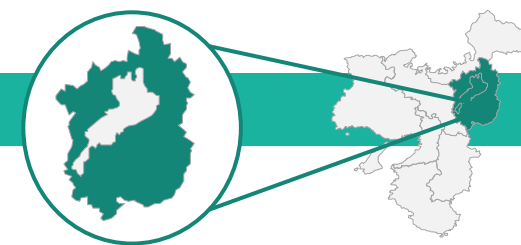
優れたものづくり技術

幸福度日本一の暮らし



福井県マスコットキャラクター
「はびりゅう」(中央)とその兄弟

ふくいNEW
経済ビジョン
Fukui NEW Economic Vision



7-2 自治体によるインセンティブの例

滋賀県

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

	制度名	内容	適用期間	限度額
助成制度	産業立地戦略推進助成金	成長分野の本社、工場、研究開発施設等の立地に対し、経費の一部を助成	—	10億円 (設備投資9億円、福利厚生施設1億円)
	情報通信業立地促進事業費補助金	県外の情報通信業者が滋賀県内で新たに事業所等を開設することに要する賃借料、通信回線使用料等の一部を補助	取組内容ごとに規定あり (詳細はご相談ください)	単年度補助限度額450万円
	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	新增設に伴う電力契約に対する電気料金の支援 (対象地域・対象事業のみ)	最長8年間	定めなし
減税措置	不動産取得税の不均一課税	不動産取得税の不均一課税【地域未来投資促進法】		
	事業税の不均一課税、不動産取得税の課税免除・不均一課税	対象の地域・事業において、事業税を3年間不均一課税、不動産取得税の課税免除・不均一課税【地方拠点強化税制】		

滋賀県

自然と産業が調和する滋賀県の魅力を、映像でお伝えします。

未来を支える
新たな拠点
滋賀県

滋賀県
産業立地環境PR動画



<https://www.youtube.com/watch?v=Wo7MBsJPHlk>



近畿圏・中部圏・北陸圏のクロスポイント

知的資源の集積

快適な生活環境

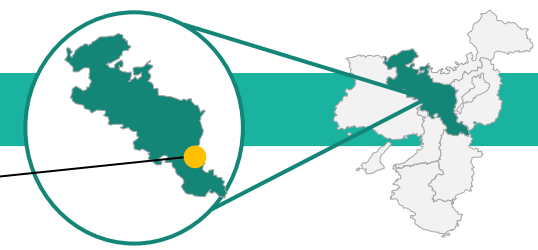
「滋賀県企業立地ガイド」では、
企業立地に関する情報を取り揃えております。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/richi/>



7-2 自治体によるインセンティブの例

京都市



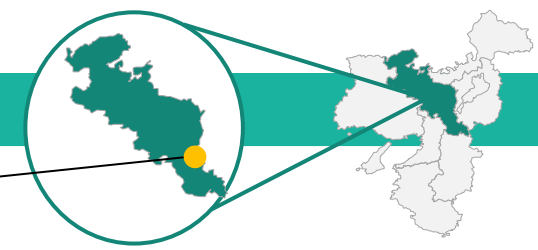
京都府①

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

	制度名	内容	適用期間	限度額	実施自治体	
融資制度	低利融資(雇用のための企業立地促進融資等)	「京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金」の補助対象事業所指定を受けた企業等が行う工場等の新增設に係る所要資金に対する低利融資(利率(当初10年間固定):年1.7%、特利1.2%)	【設備資金】20年以内 【運転資金】7年以内	3~20億円	京都府	
助成制度	京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金	京都府または市町村の誘致を受けて、製造業・自然科学研究所・情報関連産業等が、府内に新たに立地した場合や、府内の既存工場等を増設した場合を対象に、設備投資額や新規府内常用雇用数に応じて補助	操業開始年度含め5年度間 (※現行制度はR09.03.31までに指定要)	【事業所設置促進補助金】 最大3億円 【府内常用雇用促進補助金】 最大8億円 【就業環境整備促進補助金】 300万円 ※地域や府内常用雇用者数等により増減	京都府	
	京都府伝統と文化のものづくり産業振興補助金	京都府または市町村の誘致を受けて、府営工業団地「京都新光悦村」に立地した伝統と文化のものづくり産業等を対象に、設備投資額や新規府内常用雇用数に応じて補助	操業開始年度含め5年度間	【事業所設置促進補助金】 2,000万円~2億円 【府内常用雇用促進補助金】 300万円~3,000万円 ※敷地面積等により増減	京都府	
	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金	雇用の増加を生む事業所の新規立地や設備の増設を行った企業等に対し、電気料金の実績等に基づき補助	最大8年間	電気料金の支払実績等に基づいて算定		
	制度 賃 貸 用 事 業 施 設 等 立 地 促 進 補 助 金	大規模テナントオフィスビル立地支援制度	オフィス・ラボ誘導地区内または高度利用地区(京都駅周辺地区のA地区・B地区)における賃貸用オフィス部分の床面積が3,000㎡以上のテナントオフィスビルの新增設に係る固定資産の固定資産税・都市計画税相当額を補助 補助額:固定資産税及び都市計画税相当額	5年間	3億円	京都市
		レンタルラボ施設立地支援制度	市内での賃貸用ウエットラボの新增設に係る固定資産の固定資産税・都市計画税相当額を補助 補助額:固定資産税及び都市計画税相当額			
	京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金	京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業等の対象企業による事業所の新增設に対し、新たに取得した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額及び埋蔵文化財の発掘調査費相当額を補助 補助額:固定資産税及び都市計画税相当額 埋蔵文化財発掘調査費相当額の2分の1	【税相当額補助】 2~3年分 【埋蔵文化財発掘調査】 実施時に1回限り	【税相当額補助】 1億円 【埋蔵文化財発掘調査】 2,500万円		

7-2 自治体によるインセンティブの例

京都市

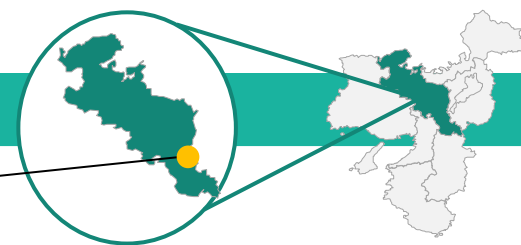


京都府②

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

	制度名	内容	適用期間	限度額	実施自治体
助成制度	京都市企業立地促進制度補助金	市内初進出支援制度 ①市外企業が市内のオフィス等へ初進出する場合に、市内のオフィス等の賃料及び利用料の2分の1の補助金を交付する。 補助額: オフィス等の賃料×1/2×2年(上限2,000万円) ②市外企業が市内のオフィス等へ初進出する場合に、市内居住の常時雇用者数に応じて補助金を交付する。 補助額: 市内居住の常時雇用者数×10万円×2年(上限5,000万円) 以下の要件を満たすごとに、単価に2を乗じる 1. 本市の産業政策に特に寄与する産業分野の企業(ものづくり、ICT、スポーツ、環境・エネルギー、ヘルスケア・ライフサイエンス、コンテンツ・アート、海外企業進出支援) 2. 海外企業 3. 京町家オフィスに入居する企業	①、②とも最大2年間	①最大年1,000万円 (2年分合計 最大2,000万円) ②最大年2,500万円 (2年分合計 最大5,000万円)	京都市
		お試し立地支援制度 市外から市内への初進出を検討する企業が、試行的に京都市内のシェアオフィスやコワーキングスペース等を利用する場合に、利用料及び交通費に対して補助金を交付する。 補助額: 利用料及び交通費の2分の1	最大6箇月間 ※国内企業は3箇月間	利用料: 最大50万円 交通費: 最大50万円 ※利用日数及び利用人数に応じた上限設定あり ※国内企業は各25万円	
		本社・工場等新增設等支援制度 市内での本社機能を有する事業所、工場、研究所、開発拠点の新增設等に対し、新たに取得した固定資産に係る固定資産税・都市計画税相当額及び埋蔵文化財の発掘調査費相当額を補助 補助額: 固定資産税及び都市計画税相当額 ※オフィスラボ誘導エリア等の特定地域は補助率に20~50%の加算あり ※大企業は2分の1 埋蔵文化財発掘調査費相当額の2分の1 ※市外企業が市内に初進出する場合、市内居住の常時雇用者数に応じた加算あり	【税相当額補助】 中小企業: 2~3年分 大企業: 1年分 【埋蔵文化財発掘調査】 実施時に1回限り	【税相当額補助】 1億円 ※大企業は、常時雇用者の増加数により別途上限額の設定あり 【埋蔵文化財発掘調査】 2,500万円	
減税措置	不動産取得税の軽減措置	ものづくり産業等集積促進地域内に工場等を新增設等する場合に、雇用の創出等を条件として、最大2分の1を軽減	土地・家屋の取得時	2億円	京都府
		元気印中小企業認定企業が、認定事業計画に基づき、研究開発等事業用の家屋・土地を取得する場合に、不動産取得税を1/10に軽減	土地・家屋の取得時	2億円	京都府

7-2 自治体によるインセンティブの例



京都府③

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

京都府

京都府の企業立地・用地情報検索サイト



京都府内の産業用地、優遇制度等について案内しています。

<https://www.kyotofuyouchibank.com/>



京都府のここがすごい！

- 製造品出荷額 全国1位
- 大学数 全国1位
- 生産年齢人口の割合 全国9位

京都市

What if I work and live in Kyoto...

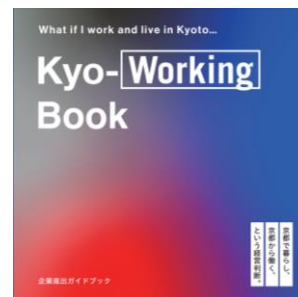
Kyo-Working

京都市企業誘致プロジェクト

京都市への拠点進出に関する様々なコンテンツを展開しています。



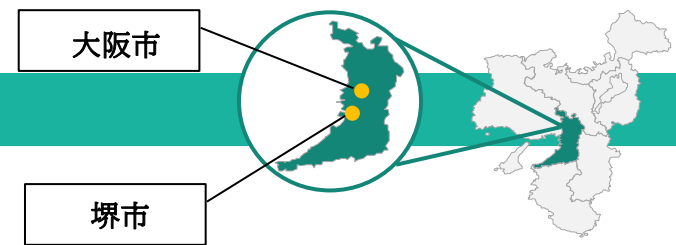
<https://kyo-working.city.kyoto.lg.jp/kyoto-asset/>



7-2 自治体によるインセンティブの例

大阪府①

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

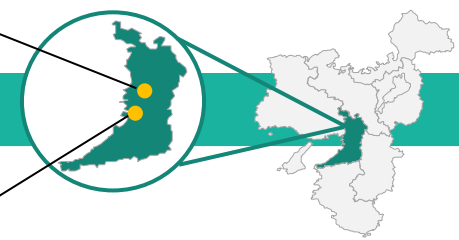


	制度名	内容	適用期間	限度額	実施自治体
融資制度	金融機関提案型融資	府内において工場や研究施設等を立地(建設)する場合に必要な資金を融資(金融機関により取扱いが異なる)	融資メニューごとに異なります		大阪府
助成制度	外資系企業等進出促進補助金	本社機能を有する事業所を大阪府内に設ける外資系企業等に対して家屋取得にかかる費用を補助(家屋・設備等の5%)	—	1億円	大阪府
		本社機能を有する事業所を大阪府内に設ける外資系企業等に対して家屋賃借にかかる費用を補助(賃料等の3分の1)	24ヶ月間	6千万円	
	府内投資促進補助金	対象地域における工場又は研究開発施設の新築・増改築の投資に対して補助	—	3千万円	
	金融系外国企業等拠点設立補助金	金融系外国企業等が大阪市内に、新たに事業所を設置(以下「拠点設立」という。)するのの際し、必要な経費の一部について補助金を交付するもの	事前調査実施又は拠点設立後、同一年度内の1/31まで	事前調査に対する補助:110万円 拠点設立に対する補助:1,000万円	大阪府 大阪市
	市内拠点投資促進事業	成長産業分野の事業者に対し、市内拠点の新增設等に要する経費の一部を助成	—	5億円	大阪市
	本社機能立地促進助成金	本社機能を有する事業所等を大阪市内へ新たに設置する事業者(国内での業歴5年以上)に対し、建物賃借料を助成(賃料の最大2分の1)	24か月間	1か月あたり100万円	
	堺市企業成長促進補助金	本社機能・研究開発施設の整備、成長促進分野へ挑戦する投資に対して、補助対象経費の5%~15%を補助 新規市内在住者雇用に対して、一人あたり20万円×3年間補助	投資に対する補助:事業開始年度 雇用に対する補助:3年間	投資に対する補助:1億円 雇用に対する補助:5千万円	堺市
	業務系オフィスの立地に対する補助金	都市拠点に外資系企業が新たに事業所等を開設する場合、賃料の30~40%を補助	3年間	5百万円	

7-2 自治体によるインセンティブの例

大阪市

堺市



大阪府②

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

	制度名	内容	適用期間	限度額	実施自治体
減税措置	成長特区税制	府内の成長特区に進出し、事業計画の認定を受け、カーボンニュートラル、ライフサイエンス及びイノベーションの創出に資する先端的な基盤技術に関する事業を行う場合、法人府民税・法人事業税を最大5年間ゼロ+5年間2分の1軽減及び不動産取得税を最大ゼロ<府内市町村と協調>			大阪府
	産業集積促進税制	産業集積促進地域における土地や家屋(工場、研究所等)の取得に係る不動産取得税を2分の1に軽減(上限2億円)			大阪府
	金融系外国企業等に係る地方税の課税の特例	日本及び大阪府域に初めて進出する、資産運用業等(資産運用業あるいはフィンテック事業)を行う金融系外国企業等を対象に、地方税(法人住民税(法人府民税・法人市民税)及び法人事業税)を最大ゼロ(最大10年間)			大阪府 大阪市
	堺市イノベーション投資促進条例による市税優遇	対象区域における工場や事務所等の増築や建替え等を行う企業を対象に固定資産税等の4分の3~2分の1を軽減(5年間)一定の要件を満たした場合、家屋の整備を伴わない投資についても新規取得の償却資産にかかる固定資産税を3分の1軽減(5年間)			堺市

大阪府



大阪の企業誘致情報公開中!

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/invest/index.html>

各種支援策についてはこちら

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/treatment/index.html>



大阪の広がるビジネスチャンス

- 2025大阪・関西万博の開催
- 空飛ぶクルマの社会実装
- 国際金融都市OSAKA実現に向けた挑戦
- 都市魅力の強化
- 成長を支える都市インフラの整備

大阪市

国際金融ワンストップサポートセンター大阪

国際金融都市大阪をめざす取組の一環として、大阪に進出を希望する海外金融系企業や外国人投資家等を対象に、金融ライセンス等の専門的な問合せやビジネス相談、生活面での相談にワンストップで対応しています。

主な支援内容

<p>手続き支援</p> <p>金融関連の日本の法制度、手続き等に関する支援</p>	<p>相談支援</p> <p>金融専門家、金融庁、弁護士等の相談窓口の紹介</p>	<p>生活支援</p> <p>住居・医療・教育等の生活支援に関する関係機関の紹介</p>
--	---	--



詳しくはこちら

<https://global-financial-city-osaka.jp/>



堺市

企業投資のご案内はこちら

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/s-hienyuushi/kigyoricchi/annai/index.html>



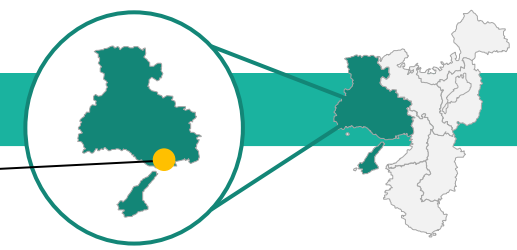
堺市の魅力、優遇制度などを紹介しているガイドブックも公開中です。

堺の魅力

優れた交通アクセス	多数の企業が集積する全国屈指の産業都市	環境保全と経済成長の両立を推進
豊富な人材力	起業支援・ビジネスマッチングを促進	充実した優遇・補助制度

7-2 自治体によるインセンティブの例

神戸市



兵庫県

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

	制度名	内容	適用期間	限度額	実施自治体
助成制度	雇用補助	県内居住新規正規従業員の雇用にかかる経費への補助 (一人当たり30万円または60万円)	—	3億円	兵庫県
	設備補助	施設、設備等の取得および設置にかかる経費への補助(3%,5%または7%)※水素は10%	—	100億円	
	外国・外資系企業向け設立支援補助	市場調査経費等への補助(2分の1以内)	—	100万円	
		法人登記経費等への補助(2分の1以内)	—	20万円	
	外国・外資系企業向けオフィス賃料補助	外国・外資系企業が負担するオフィス賃料への補助(2分の1以内) ※県:1/4、市町:1/4	3年間	年間2,000万円	兵庫県 / 神戸市
税軽減	市外(東京23区除く)から市内への 本社機能移転補助	建物取得補助(建物取得費の5%以内)等 ※東京23区については、国の優遇制度の対象	—	当期税額の20%	神戸市
	法人事業税、不動産取得税の軽減措置	県内への進出または3大都市圏等・外国からの本社機能移転等に対して、 法人事業税を5年間3分の1または2分の1軽減、不動産取得税を2分の1軽減(上限2億円)			兵庫県
	固定資産税、事業所税等の軽減措置	固定資産税、事業所税等を5年間2分の1を軽減(上限なし)			神戸市

兵庫県

本県の投資環境を広く海外にPRするため、日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語によるパンフレットを作成しています。

詳しくはこちら ▶



PRパンフレット

- 6つのベスト -

- 1 アクセス
- 2 生活環境
- 3 安全対策
- 4 施設
- 5 進出サービス
- 6 優遇制度

神戸市

ホームページは
こちら

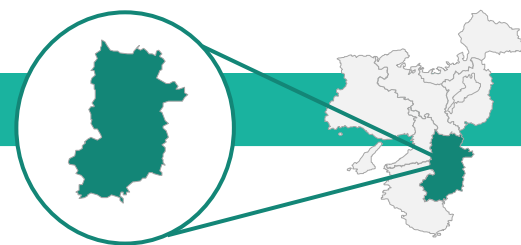
神戸市の産業用地やオフィス・ラボ、また税優遇や補助金などをご紹介します。



PEOPLE
LOCATION
ASSIST
YOUR PARTNER
KOBE

人材が豊富です
交通アクセス抜群です
費用面の支援をします
進出される企業を応援します
実は、神戸は
ビジネスにちょうどいいまち神戸

7-2 自治体によるインセンティブの例



奈良県

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

	制度名	内容	適用期間	限度額
融資制度	チャレンジ資金 【地域未来投資促進】	地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業計画について知事の承認を受け、その承認に係る事業計画に従って事業を行う中小企業者が利用できる制度融資 (保証料:0.00%(県が全額負担)、利率:金融機関所定金利)	【設備資金・運設資金】 15年以内 (うち据置期間1年以内) 【運転資金】7年以内 (うち据置期間1年以内)	2億8,000万円以内 (普通保証2億円、無担保保証8,000万円)※一般保証と別枠
	チャレンジ資金 【宿泊施設整備枠】	県内で宿泊施設の開業、又は、県内の既存宿泊施設の増改築等を行うおとする方で事業計画につき知事の認定を受けた方が利用できる制度融資 (保証料0~0.9%、利率1.90%(※融資実行日から5年間、2%を上限に県が利子補助))	【設備資金・運設資金】 20年以内 (うち据置期間1年以内) 【運転資金】10年以内 (うち据置期間1年以内)	2億8,000万円以内 (運転資金のみの利用不可の場合及び設備資金のみの利用が不可の場合あり)
	創業資金 【宿泊施設枠】	県内で宿泊施設を創業しようとする方で、事業計画について知事の認定を受けた方が利用できる制度融資 (保証料0.00%(県が全額負担)、利率0.00%(県が全額負担))	【設備資金・運設資金・運転資金】7年以内 (うち据置期間1年以内)	1,500万円以内
助成制度	企業立地促進補助金	県内に工場・研究所、特定の物流施設を立地する中小企業に対し補助金を交付	—	2億円
	データセンター立地促進補助金	データセンターを立地する企業に対し補助金を交付	—	2億円
	地方拠点強化促進補助金	県外からの本社機能等の移転、県内の本社機能等の拡充に伴う投資を行う企業に対し補助金を交付	—	1億円
	宿泊施設立地促進事業補助金	県内で旅館・ホテルの新設又は増改築等を行う事業者に対し補助金を交付	—	1億円(平均客室施設面積20㎡以上かつ客室100室以上の場合2億円※奈良市を除く)
減税措置	不動産取得税	宿泊施設の設置に係る不動産取得税の課税免除他		

奈良県

各種支援については、奈良県産業創造課のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nara.jp/1663.htm>



企業立地ガイド
<用地情報・立地環境編>
<優遇制度編>はこちら

<https://www.pref.nara.jp/53543.htm>



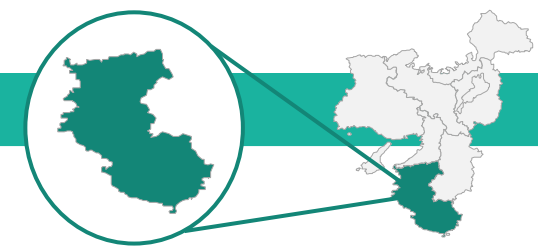
奈良県の魅力

充実した
優遇制度

快適・便利な
交通網

安価な地価

7-2 自治体によるインセンティブの例



和歌山県

※各種支援制度の詳細については、自治体にお問い合わせください。

	制度名	内容	適用期間	限度額
融資制度	和歌山県企業立地促進資金貸付制度	県内へ立地し県民を雇用する企業に対する低利融資 (利率:長期プライムレート×3/4%)	10年以内	2億円
助成制度	奨励金制度(立地奨励金)	県民を雇用する対象企業に対して投下固定資産額の最大10%を交付 投下固定資産額200億円を超える部分に対して乗じる率は5%	1年間	1,000人以上の場合 最大100億円
減税措置	事業税、不動産取得税、固定資産税等減免措置	事業税、不動産取得税、固定資産税等を、対象地域において最長3年間減免		

和歌山県

和歌山県
企業立地ガイド
2025-2026



企業用地をお探しの方はこちら

さまざまな業種に適應した工場用地・試験・研究施設用地を紹介しています

<https://ritti.pref.wakayama.jp/guide/>



PRパンフレット



わかやま×ICT

サテライトオフィスをお探しの方はこちら

ソフトウェア開発・情報通信など優れたロケーションの施設を紹介しています。

<https://ritti.pref.wakayama.jp/ict/>



和歌山をオススメする理由

1. 人生を豊かにする最高のロケーション
2. 一貫したサポート体制
3. 全国最高水準の奨励金制度

7-3 関西の対日投資サポート体制

- ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター(IBSC)では、関西に進出を考えている外国企業に対し、情報提供や個別コンサルティングなどの各種支援を行っています。
- 関西への対日投資の促進のため、関西経済連合会、ジェトロ大阪本部、関西商工会議所連合会(大阪商工会議所)、近畿経済産業局でINVEST関西会議を組織し、一体となって関西への対日投資サポートを行っています。

関西へのファーストコンタクト窓口

対日直接投資誘致機関であるジェトロは、外国企業が日本に進出し国内市場でビジネスを拡大するための支援として、情報発信から企業の発掘、日本での拠点設立支援、日本国内でのビジネス拡大の支援までを一貫して行います。



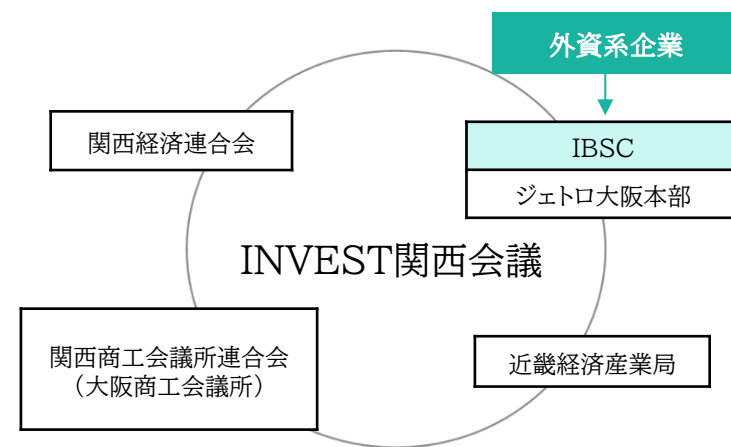
ジェトロについて:<https://www.jetro.go.jp/>

サポートする窓口が関西各府県にあります

大阪	ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター大阪(ジェトロIBSC大阪) TEL: 06-4705-8603 URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/osaka
兵庫	ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター神戸(ジェトロIBSC神戸) TEL: 078-231-3081 URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/kobe
福井	ジェトロ福井貿易情報センター TEL: 0776-33-1661 URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/fukui
滋賀	ジェトロ滋賀貿易情報センター TEL: 0749-21-2450 URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/shiga
京都	ジェトロ京都貿易情報センター TEL: 075-341-1021 URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/kyoto
奈良	ジェトロ奈良貿易情報センター TEL: 0742-88-0070 URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/nara/
和歌山	ジェトロ和歌山貿易情報センター TEL: 073-425-7300 URL: https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/wakayama

INVEST関西会議

投資インセンティブや工場立地等の情報提供、ビジネスパートナー探し等のサポートについて、地方自治体、関西経済界、各種専門家とも連携しています。



近畿経済産業局 INVEST関西WEB
https://www.kansai.meti.go.jp/3-1toukou/invest_kansai/index.html

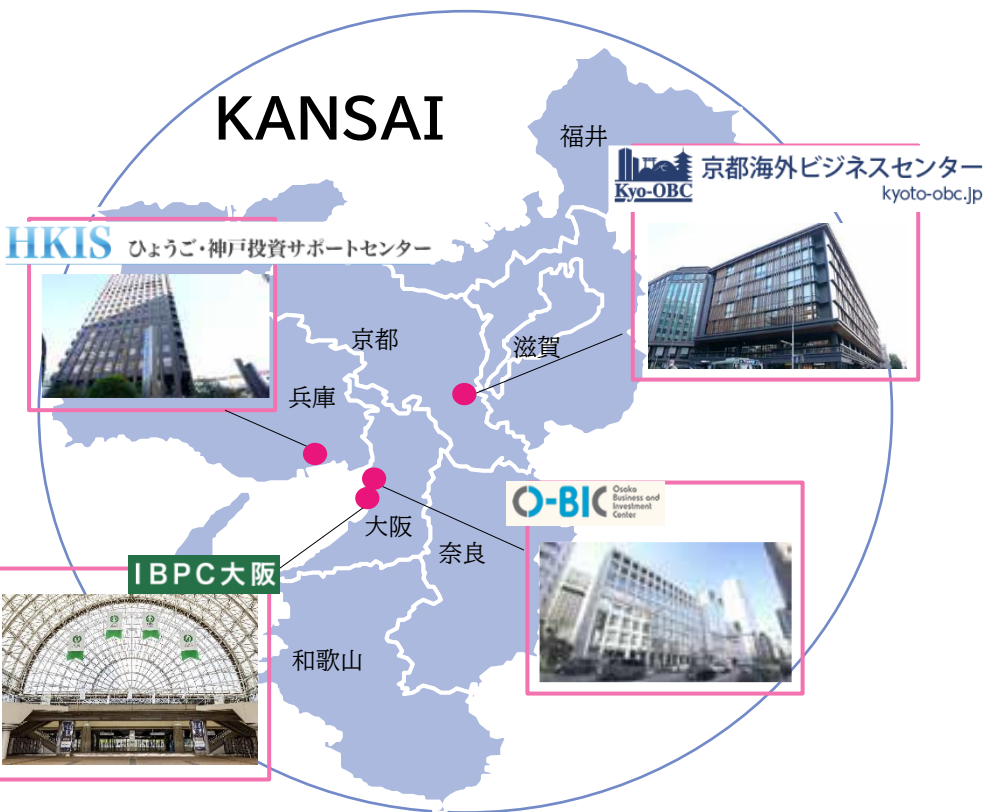


7-4 京都、大阪、神戸による対日投資サポート

- 関西では、各自治体等による対日投資サポート機関でも、様々なワンストップサービスを提供しています。

京阪神の主な対日投資サポート機関

京阪神への進出を希望する外国企業、外国公館・経済団体、また2次進出を希望する在日外資系企業に対して、必要とされる情報を提供し、的確なアドバイスをするなどきめ細かなサポート体制が整ったワンストップ・サービス・センターとして活動しています。



京都	京都海外ビジネスセンター TEL: 075-366-4364 URL: https://www.kyoto-obc.jp/
大阪	大阪外国企業誘致センター(O-BIC) TEL: 06-6944-6298 URL: https://o-bic.net/j/
大阪	一般財団法人大阪国際経済振興センター 国際部(IBPC大阪) TEL: 06-6615-7130 URL: https://www.investosaka.jp/
神戸	ひょうご・神戸投資サポートセンター(HKIS) TEL: 078-271-8401 URL: https://hyogo-kobe.jp/best/

	京都海外 ビジネスセンター	O-BIC	IBPC 大阪	ひょうご・神戸 投資サポートセンター
ビザ取得支援	○	○	×	○ ※JETROと連携
専門家支援	○	○	○	○ ※JETRO、神戸市と連携
商談アレンジ	○ ※展示会出展支援	×	○	○ ※展示会出展支援 (神戸市と連携)
物件紹介	○	○	○ ★通常の物件紹介のほか、 進出準備拠点となるテナポ リーオフィスを無料で最長 100営業日貸出 で最長6カ月間貸出	○ ★通常の物件紹介のほか、 進出準備拠点となるテナポ リーオフィスを無料で最長 100営業日貸出 (ジェットロと連携)
人材確保支援	○ ※構成団体と連携	○	○	○ ※雇用補助